

平成 27年 06月 05日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

京ぐらしの家

グループの名称

『京ぐらし』ネットワーク

直近採択グループ番号

04-0076-0310

※過去に地域型ブランド化事業で  
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

大内 政幸

代表者印

代表者所属先

株式会社オーワンコーポレーション

代表者構成員番号

VI-2

代表者所在地

京都府京都市伏見区久我東町1番地の122

代表者電話番号

075-931-9500

(グループ事務局)

事務局事業者名

平安建材株式会社

事務局構成員番号

III-1

事務局担当者名

水嶋 弘明

印

事務局郵便番号

615-0802

事務局所在地

京都府京都市右京区西京極北庄境町27-1

事務局電話番号

075-312-3221

事務局FAX

075-312-3145

事務局担当者E-mail

h-mizushima@heiankenzai.co.jp

1. 地域型住宅の名称(必須)	京ぐらしの家
2. グループの名称(必須)	『京ぐらし』ネットワーク
3. 直近採択グループ番号(必須)	04-0076-0310
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	京都府 大阪府 滋賀県 奈良県
5. 結成年(必須)	2011 年
6. グループ代表者名(必須)	大内 政幸
7. グループ代表者の所属先(必須)	株式会社オーナーコーポレーション
8. グループ代表者の構成員番号(必須)	VI-2
9. グループ代表者所在地(必須)	京都府京都市伏見区久我東町1番地の122
10. グループ代表者電話番号(必須)	075-931-9500
11. グループ事務局事業者名(必須)	平安建材株式会社
12. グループ事務局の構成員番号(必須)	III-1
13. グループ事務局担当者名(必須)	水嶋 弘明
14. グループ事務局郵便番号(必須)	615-0802
15. グループ事務局所在地(必須)	京都府京都市右京区西京極北庄境町27-1
16. グループ事務局電話番号(必須)	075-312-3221
17. グループ事務局FAX番号(必須)	075-312-3145
18. グループ事務局担当者E-mail(必須)	h-mizushima@heiankenzai.co.jp

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	2	
II. 製材・集成材製造・合板製造	3	
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	1	
IV. プレカット	1	
V. 設計	1	
VI. 施工	12	
VII. 省エネルギー設備等の流通	0	
VIII. 木材を扱わない流通	0	
IX. I～VIII以外の業種	1	

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称 <small>※以下該当の①、②、③の番号を番号記入欄に記入してください。 ① 都道府県の産地認証制度等によるもの ② 民間の第三者機関による認証制度(FSC、PEFC、SGEC等) ③ 林野庁作成の「木材・木製製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン(平成18年2月)」に基づき合法性が証明されるもの</small>	国内・国外
				番号記入欄
	京都府産材	京都府	京都府産木材認証制度	1 国内
B. 平成27年度における補助対象の木造住宅の申請戸数及び地域材加算申請戸数 (必須)				
長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店+未経験工務店の合計 14 戸		地域材加算合計 14 戸		
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計 7 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計 7 戸		
	うち申請が確実 2 戸	うち申請が確実 2 戸	地域材加算(うち申請が確実) 4 戸	
	うち申請が未確定 5 戸	うち申請が未確定 5 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 10 戸	
高度省エネ型(認定低炭素住宅) 合計 6 戸		地域材加算合計 6 戸		
	うち申請が確実 1 戸	地域材加算(うち申請が確実) 1 戸		
	うち申請が未確定 5 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 5 戸		
高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅) 合計 0 戸		地域材加算合計 0 戸		
	うち申請が確実 0 戸	地域材加算(うち申請が確実) 0 戸		
	うち申請が未確定 0 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 0 戸		
C. 平成27年度における補助対象の優良建築物の申請棟数及び床面積(優良建築物を供給するグループのみ必須)				
優良建築物				
	うち申請が確実 0 棟	0 m <sup>2</sup>		
	うち申請が未確定 0 棟	0 m <sup>2</sup>		
D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)				
平成27年10月末までは、会員各社1戸を配分し、11月以降受注分に関しては工事請負契約締結順に配分				
E. 平成26年度の執行状況 (H26年度地域型ブランド化事業採択グループのみ必須)				
長期優良住宅		完了実績見込み		
採択戸数 2 戸	交付申請戸数 1 戸	竣工済 1 戸	竣工予定 0 戸	
木造建築物				
採択棟数 0 棟	採択床面積 0 m <sup>2</sup>			



























1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 京ぐらしの家	(地域型住宅供給対象地域) 京都府 大阪府 滋賀県 奈良県
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 『京ぐらし』ネットワーク	(結成年) 2011年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0076-0310	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取り組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	住宅の通風を考慮した自然風を取り入れ易い開口部設計にすることでエネルギー消費量の削減に寄与する。また、その通風を専用のソフトを使用してシミュレーションし、その結果や設計の根拠を消費者に見せる化することで、消費者に省エネで快適な生活も併せて提案できると考える。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	土台、通し柱、管柱は京都府産材を100%使用する。また、その他の主要構造部についても「木材・木材製品の合法性、持続可能な証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明される木材・木材製品を使用する。 また、京都府産材については、京都府産木材認証制度における「京都府産木材証明書及びウッドマイレージCo2計算書」を活用したトレーサビリティで信頼性向上を図る。	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	景観ガイドラインを考慮し、デザイン基準に適合する外観商材を整理した『京ぐらし』デザインコード集を使用し、街並みや景観に調和する住まいづくりの提案を行う。また、冷房期の日射遮蔽を考慮した、軒の出や庇、スダレやオーニング等の使用も設計や使用の提案を行う。	◎
④①～③の背景	高温多湿の日本に於いて、特に京都市内は盆地特有の夏の蒸し暑さや冬の底冷えがする地域であり、隣接地域に於いても異常気象の影響から激しい気温差やゲリラ豪雨等の激しい気象状況となっている。また、夏の都市部では日中の気温上昇に加え、ヒートアイランド現象の発生により夜間でも気温が下がらないことも多くなっている。他方で光熱費負担が増加する中で、エネルギーを使用しない昔ながらの日本人の知恵を活かし、地域の気候と共生する暮らし方を提案することも必要と考える。	◎
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	ヒートアイランド現象の抑制に有効な打ち水など持続可能な雨水を利用した住まい方を提案すると共に、その雨水を溜めるタンク(雨水タンク等)の活用を地域行政の補助制度と一緒に提案する。	○
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a. ①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	主要構造部である土台、通し柱、管柱に関しては京都府産材を使用することとする。尚、材種やサイズは建築コスト等を鑑み、お客様の要望を受け入れ易くするために限定しないものとする。	◎
②建材・資材調達の見直しや事務の合理化	住宅資材メーカーや建材(木材)流通業者による、資材手配や資材配送、一部工種の材工手配による工事工程をスムーズに行う。また、住宅資材メーカーと流通とが景観等を考慮し作成した“デザインコード”による使用部材の共通化や設備機器等の共通化でコストダウンに努める。住宅履歴に関しては、住宅瑕疵担保責任保険法人住宅あんしん保証が提供する「あんしんいえるて」を使用することで、住宅履歴管理の合理化が図れると共に、お客様に安心感と信頼性を向上することが出来ると考える。	◎
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	京都府産材が建材(木材)流通業者やプレカット工場の通常在庫品として扱われていないことで、発注から現場納品までに時間が通常よりも掛かっていた。また、通常流通品として扱われていないことで価格的にも使用するメリットが薄いのが現状である。その中で、案件発生時から事務局が中心となり、建材(木材)流通業者と施工業者並びにプレカット加工業者や製材所と打合せを行い京都府産材の使用本数やプレカット加工日、上棟日を踏まえた製材所への発注で流通品と変わらない納期を可能とする。	◎
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	本事業での京ぐらしの家共通ルールを踏まえ、工事着工前にお客様と取り交わした契約書、仕様確認書、見積書、建築確認申請書、長期優良住宅認定申請書、補助金に関する合意書を事務局に対し提出し、グループ事務局が「着工承認書」を『京ぐらし』ネットワークとして発行し、工程の再確認やその他トラブルを未然に防ぐと共に、グループとして認めることによりお客様に信頼感を与える。	◎
b. ①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	『京ぐらし』ネットワーク定期研修会や定例連絡会を実施し、会員の知識と施工技術向上を定期並びに随時開催することで情報の共有化を図る。また、住宅の省エネルギー技術に関する講習の修了者が当該現場に携わることを必須としているが、その講習会の地域リーダー資格を持つ者が事務局に所属していることで、断熱関連に於いて現場施工指導や監修を行うことで、より一層の断熱性能が担保されると考える。	◎
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールの設定	長期優良住宅や認定低炭素住宅に於いては、技術的審査基準(認定基準)通りに建築されているかの判断基準や制度が無く不透明であることから、お客様の不安要素の一つとも考える。そこで、当グループでは長期優良住宅や認定低炭素住宅の建築に於いて、住宅瑕疵担保責任保険法人住宅あんしん保証が行う現場検査(商品名:あんしん検査)の検査の制度を活用することで、設計図書通りに認定基準を満たした施工を行っていることを確認することでお客様に安心感と信頼性を与えられると考える。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	見積・積算は『京ぐらし見積ルール書』に基づき作成し、特に『京ぐらしデザインコード』に記載されている部位、材料、工事は数量単位の統一化を図る。	◎
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	自然災害等の有事の際は、一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会と連携して、仮設等の資材手配や資材配送、施工大工や職人の手配などの人道的支援をグループとして行う。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	消費者に対して利便性や信頼性向上のため、大手ハウスメーカー等が使用しているソフトをグループルールとして採用することで、大手と遜色ないサービスを提供することができる。サービス内容として、お客様の建築現場進捗状況確認や管理者とのコメントのやり取りで利便性が図れる工事進捗管理ソフト「DoPhoto」(NEC:全国住宅産業地域活性化協議会コンテンツ)を利用する。	◎

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 京ぐらしの家	(地域型住宅供給対象地域) 京都府 大阪府 滋賀県 奈良県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 『京ぐらし』ネットワーク	(結成年) 2011年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0076-0310	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	グループで共通の住宅履歴情報サービス「あんしんいえかて」を使用することで、事務局で情報の蓄積が可能であったり、グループ施工者同士で操作方法の共有ができることにより、スムーズな住宅履歴が蓄積できると考える。 診断や点検方法は一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会が制作した「維持管理の考え方とガイドライン」内にある”点検のためのガイドライン”を使用してグループ施工者の診断・点検項目の共通化を図る。	◎
②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	国土交通省の”平成25年度住宅ストック活用・リフォーム推進事業”の補助金を活用して制作した「長期優良住宅化リフォーム[京ぐらしマニュアル]」を使用し、耐震改修や断熱改修などの方法や考え方をグループ内で共通化する。また、メンテナンスに関しては50年後まで見据えたメンテナンスカレンダーや[京ぐらしマニュアル]を使用して施主に分かり易く伝える。	◎
③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	グループ施工者による相談会や見学会等のイベントにグループとして参加し、『京ぐらし』ネットワーク(京ぐらしの家)の家づくりや想いを消費者に伝えると共に、長期優良住宅等のグレードの高い住宅のメリットを、すまい給付金や省エネ住宅ポイント制度、地域行政の補助事業、各種減税制度を絡めた説明をすることによって、国の考える住宅関連施策を認知・理解してもらう。	◎
④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	京ぐらしマニュアル内にある図解し分かり易くした維持管理ページを利用した研修会を行っており、専用配管や配管のバルブ・ヘッダー方式、排水管内面の平滑でないジャバラの使用を禁止したりなど、事務局を中心とした検討会も開催している。また、新商品などの採用検討も行う。	◎
b		
①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	グループ内の施工事業者が倒産や廃業等で建築途中は基より、維持管理やメンテナンスが継続されない場合は、事務局が中心となりグループ内で協議した上で”家守り”として引き継ぎをグループ施工者に依頼する。	◎
②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	住宅瑕疵担保責任保険は株式会社住宅あんしん保証の「あんしん住宅瑕疵保険」を付保する。	◎
その他	長期優良住宅や認定低炭素住宅の新築住宅に於いて、現場検査を行い設計図書通りに認定基準を満たした施工を行っていることを確認する”任意の検査”を、保険法人である住宅あんしん保証が検査を行うことにより、第三者の検査による信憑性の確保と適切な施工を確認できることで消費者に対して信頼感を与える。	◎
※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入		
エ. グループの技術力の向上		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	未経験事業者の多くは取組む必要性や意味が理解出来ない事が多く、先ずはグループ内施工事業者に対して、長期優良住宅等のグレードの高い住宅建築を金利優遇や減税、すまい給付金や省エネ住宅ポイント等のメリットを施工者が理解するために研修会を行う。(イニシャルコストが上がっても、ランニングコストが下がる話他) また、省エネ性能担保のための施工方法や維持管理を容易にする商材や仕組みをメーカーから説明を受けて学ぶ。	◎
②①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	『京ぐらし』ネットワークでは定期研修会(年4回程度)を行い、年度内の補助事業や法令、長期優良住宅や認定低炭素住宅に於けるH25年省エネ基準、地域行政の補助制度等を熟知できるように努める。また、その他緊急性を認めた場合は随時開催するものとする。	◎
③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	グループの認知度を高めるために、ホームページやSNSでの発信、グループ内外のイベントに参加するなど、京ぐらしネットワークが建築する”京ぐらしの家”を消費者に対して提案する。	○
④③に基づく業種ごとの合 理化への取組	建材流通業者が事務局を担っている中で、良い商品を提案するが採用されない建材メーカーや商社、設計の仕事だけでは成り立たない設計事務所、手離れ良く収益を上げたい宅建業者、施工技術はあるが提案が苦手の施工事業者がお互いの足りない部分を補うことが出来る優位性を理解し、ネットワークで取組み認知度向上と受注に努める。	◎
b		
①省エネ技術講習会への参 加目標人数	グループ事務局が省エネ技術講習会の実施を担っている京都府まちづくり協議会に参画していることから、以前からグループ内外の施工事業者に対して参加を促し受講している。したがって、参加増員を多くは見込めないが、受講者増員に向けて活動を行う。 目標人数:30名	◎
②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	グループ事務局の平安建材株式会社が得意先約300社に対して、今年度もダイレクトメールで再認識を行うことや各種研修会や得意先の業者会で必要性を訴え参加を促す。また、グループ事務局には地域リーダー講習修了者が所属しているので、個別対応で指導や説明を行っている。	◎
c		
①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	断熱施工精度の重要性を語る中で、赤外線サーモカメラを使用している見える化で断熱施工不備箇所を指摘する事により、断熱施工者の気持ちや間違った認識を改めさせることも想定した現場断熱検査を実施する。	○
②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	J建築システム株式会社が開発販売する「JJI断熱診断」を導入して、住宅の省エネ性能診断の実証実験を行い、住宅の燃費性能を見える化する事で、消費者に対し住宅の省エネ化を推進する。	◎
その他	グループ事務局内に未経験事業者に対応するサポート要員を配置し、認定申請書作成から交付申請に至るまで行い、スムーズなサポートを行う。	◎
※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入		

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。



1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 京ぐらしの家	(地域型住宅供給対象地域) 京都府 大阪府 滋賀県 奈良県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 『京ぐらし』ネットワーク	(結成年) 2011年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0076-0310	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄	
a	①地域材ごとの使用部位(必須)	土台、通し柱、管柱に関しては京都府産木材認証制度によりトレーサビリティが証明できる京都府産材とし、その他主要構造部は林野庁作成の合法性・持続可能性の証明のためのガイドラインに基づき合法性が証明できる木材・木材製品とする。	◎
	②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須)	京都府産材に関しては約5立方メートルとした場合、約40%前後とし、残りのその他主要構造部は約6立方メートルで約60%となる試算で想定している。	◎
	地域材利用に関する共通ルール(必須)	土台・通し柱に関しては京都府産桧材、管柱に関しては京都府産桧材又は京都府産杉材とする。その他主要構造部に関しては、日本国産の合法性が証明された木材・木材製品とする。	◎
	地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明	京都府産材の使用に於いては、京都府産木材認証制度の京都府産木材証明書並びにウッドマイレージCo2計算書を取得することでトレーサビリティと京都府産材使用によるCo2削減量をお客様に対して説明が可能となることで、信頼性と安心感を与える。	◎
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組	京都府産材の流通在庫数が僅少ないため、初期打合せの段階から必要サイズと数量の確保と初期見積書提出で把握する。また、グループ事務局より地域材価格相場等をグループ施工者に発信することで共有を図る。	◎
	②グループ全体における地域材の需給予測	常時流通していない京都府産材の使用に関しては、初期打合せ段階から必要本数を製材所等へ伝えることで、需給バランス(必要な時に必要なものが揃う)がとれるものとする。	◎
c	①-1 畳の活用	和室がある場合は、京畳の積極的利用を提案する。	○
	①-2 和瓦の活用	外観が和装の場合で和瓦を採用する場合は、京瓦の積極的な利用を提案すると共に、鐘産様など日本古来の(京都)の伝統を継承も併せて提案する。	○
	①-3 襖の活用	襖がある場合は、京唐紙などを使用した拘りのある京表具の提案を行う。	○
	①-4 障子の活用	障子がある場合は、雪見障子等日本古来の風情を味わえる京建具の提案を行う。	○
	②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用	日本古来の漆喰なども、現在の湿式大壁工法等と併せて提案する。	○
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組	格子の採用を推奨するが、材料も木材や合法木材等ムク材に見えるものを使用し、街並みと調和した風情あるデザインになることを提案する。	○
	②地域の住まい方の継承につながる取組	自然風を取り入れた空調や換気で省エネに寄与できるように、自然風が通り易くなるデザインや設計を提案する。また、古来の生活の知恵でもある“打ち水”と裏庭への植栽等で気温上昇を抑える住まい方継承する。	○
	③地域の街並み形成へ寄与する取組	住宅前面の外壁や開口部には木材や合成木材などを使用した格子を採用することで、景観は基よりプライバシー保護や防犯上有利になることを提案する。また、前面にある給湯機器や室外機等にも格子による目隠しで景観に配慮する。	○
	④和の住まいの要素を取り入れた取組	日本古来の夏の風情でもある“打ち水”を地球環境に配慮するため、雨水を活用したもので行う。そのために必要な雨水タンクの設置を地域の補助金活用と併せて提案する。	○
その他	※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	○	

その他

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
東日本大震災の復興に資する取組	一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会に参画しているが、被災地域所在の協議会メンバーからの依頼に応じて協議会事務局と連携の上、資材融通や職人や施工業者の手配補助を行う。	○

グループが取組む木造住宅・建築物の特徴

※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。  
※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。

『京ぐらし』ネットワーク事務局が京都にあり、京都議定書発祥の地でもあることからCo2削減に繋がる住宅提案は、今後重要なキーポイントになると考える。他方で、長期優良住宅の着工比率は依然として上がらない中、認定低炭素住宅が受け入れられるとは思わなかったが、長期優良住宅の認定基準にある項目の多さや狭小住宅が多い京都ならではの適合出来ない「住宅の規模の基準(戸建住宅では延べ床面積75㎡以上かつ階段部分を除く1階層の床面積が40㎡以上)」に問題があるが、都市部の市街化区域内と限定される。「住宅の規模の基準」が無い認定低炭素住宅を提案することができる。二つのグレードの高い住宅を、住宅の規模の基準や建設地の都市計画区域、お客様の要望等に応じ選択して建築する事ができると考える。

また、二つのグレードの高い住宅に関してインシヤルコストが高くなることでも、金利優遇や各種助成制度並びに減税制度の活用でランニングコストが抑えられることを説明することで、未経験施工者や消費者に対して長期優良住宅や認定低炭素住宅のメリットを提案し採用に繋げることができると考える。

京ぐらしの家では、認定低炭素住宅の認定基準内にある「その他の低炭素化に資する措置に関する基準」に於いては、選択項目2つ以上とされている中で以下の4項目を必須とする。

- 節水に資する機器を設置している:節水トイレと節水水栓の半数以上の設置及び食器用洗浄機の設置で低炭素化を行う。
- 雨水又は雑排水利用のための設備を設置している:容量80リットル以上の貯水槽(雨水タンク等)を設置し、雨水を再利用した日本古来の“打ち水”で省エネとヒートアイランド現象抑制に貢献する。
- 住宅の劣化の軽減に資する措置を講じている:日本住宅性能表示基準における劣化対策等級3に該当する措置を講ずる。
- 木造住宅であること。